

令和6年度（2024年度）新商品トライアル制度
新事業分野開拓事業者募集要項

1 目的

新商品トライアル制度は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定する制度であり、新たな事業分野に係る新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を道が随意契約制度等を活用して購入等することによって、事業者の販路開拓を支援することを目的としています。

2 応募要件

(1) 申請者の要件

申請者は、次の①から③までに掲げる要件の全てに該当することが必要です。

① 道内中小企業者等であること。

「道内中小企業者等」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に掲げる中小企業者として扱われている会社、組合又は個人であって、道内に本店（組合にあっては主たる事務所、個人にあっては当該個人及び事業所の住所）を有するもの及び北海道市民活動促進条例（平成13年北海道条例第5号）第6条に掲げる市民活動団体（NPO）であって、道内に主たる事務所を有するものを指します。

② 道内で新商品の生産等をする者であること。

道内で生産等をする新商品は、道内の工場で生産又は加工したものに限定します。
なお、生産又は加工には、選別、仕分け、容器詰め、包装、梱包、ラベル等の貼付等の作業は含みません。

③ 道税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(2) 新商品等の要件

新商品等が、次の①から⑥までに掲げる基準の全てに適合することが必要です。

① 既に企業化されている商品・役務とは通常取引若しくは社会通念上において、別個の範疇に属する新商品等であること又は既に企業化されている商品・役務と同一の範疇に属するものであっても、既存の商品・役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属する新商品等であること。

② 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。

③ 令和6年（2024年）11月15日（募集締切日）時点で、既に道内で販売され、かつ、販売開始から5年を経過していないこと。

④ 北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定調達品目に該当する場合には、その判断基準の規定を満たすこと。

⑤ 今後3年以内に道の機関で物品・役務として購入又は借り入れする見込があること。

「物品」とは、道が認定を受けた道内中小企業者等から直接又は他の事業者を通じて、道が消耗品、備品又は原材料として購入できるものを指します。ただし、物品には医薬品及び防災用以外の食品を除くほか、道の工事で使用する資材及び設置に基礎工事や施設改修工事を必要とするものを除きます。

⑥ 新商品等について適用される関係法令等を遵守していること。

(3) 実施計画等の要件

実施計画等が、次の①及び②の観点から適切なものであることが必要です。

- ① 新商品の生産等に係る目標、内容、実施時期、実施方法、実施に必要な資金の額並びにその調達方法及び販売方法が適切なものであること。
- ② 関係法令及び公序良俗に反しないこと。

3 応募方法

(1) 申請書類 ※いずれも1部

- ① 認定申請書【別紙1】
- ② 実施計画書【別紙2】
- ③ 定款（個人の場合は住民票）
- ④ 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
- ⑤ 道税を滞納していないことを証する書面（直近1年度）
- ⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書面（直近1年度）
- ⑦ 新商品等に関する資料（カタログ、写真等）

(2) 申請期間

令和6年（2024年）9月2日（月）～令和6年（2024年）11月15日（金）

(3) 提出方法

持参又は郵送 ※締切日必着

(4) 提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係

4 認定手続

(1) 調査及び意見聴取

- ① 新商品等を使用する道の各機関、北海道立総合研究機構等の専門機関による書面調査を実施します。
なお、申請者に申請内容を問い合わせる場合があります。
- ② 懇談会を開催し、有識者から意見を聴取します。
なお、申請者に新商品等の説明を行っていただく場合があります。

(2) 認定通知

(1)の調査及び意見聴取を踏まえ、審査を行い、内容が適切と判断した場合には、新事業分野開拓事業者として認定し、通知します。

なお、詳細な調査及び審査が必要な場合には、認定を行わず、継続審査とする場合があります。

(3) 認定期間

認定期間は、認定日から起算して3年後の同月の末日までとします。ただし、認定に係る新商品等（以下「トライアル新商品」という。）が既に認定された

他のトライアル新商品と同等品と判断した場合には、認定の終期は既に認定したトライアル新商品と同じになります。

(4) 名簿登載

(2)の認定決定後、新事業分野開拓事業者の名称、トライアル新商品の名称及び概要、認定期間等を道の名簿に登載するとともに、道のホームページで公表します。

5 認定後の支援

(1) 道の機関は、必要な機能や数量、価格、購入計画、予算等を勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定められた随意契約制度などを活用してトライアル新商品の購入に努めます。ただし、契約金額が政府調達に関する協定に適用されるものは除外します。

(2) 道は、トライアル新商品の販路開拓を促進するため、市町村や民間企業等に対して、トライアル新商品のPRに努めます。

(3) 道の融資資金（北海道中小企業総合振興資金）において、優遇金利による融資が活用できます。

6 トライアル新商品の評価

(1) トライアル新商品は、使用后6か月を目途に、その品質及び使い勝手などについて評価を受けるものとします。

(2) 評価の内容は、新事業分野開拓事業者に通知するとともに、道のホームページで公表します。

(3) 評価の内容によっては、新事業分野開拓事業者にとって不利益になる場合もあると考えられます。

7 留意事項

(1) 道は、認定により、トライアル新商品の品質等を保証するものではありません。

(2) 道は、認定により、トライアル新商品の購入を確約するものではありません。

(3) トライアル新商品と同等品が市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との競争入札による購入となる場合があります。

(4) トライアル新商品を道が工事で使用又は発注する場合には、本制度による随意契約は適用されません。

(5) 申請書類に記載した内容及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。

(6) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。

(7) 道が受理した申請書類は、審査結果にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

(8) 申請する商品又は役務が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。

(9) 認定後における実施計画の変更、事業者の承継、認定の取消し及び報告に関しては、新商品トライアル制度実施要領に規定されていますので、ご承知おきください。